

財務大臣より、第3期中期目標について変更の指示がありました。(平成27年11月19日付)

改正後	改正前
<p>2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、<u>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒総研が策定した「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>この場合において、研究・開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、<u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>この場合において、研究・開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>